

28 東国委第1号  
平成28年11月7日

東京都知事  
小池 百合子 殿

東京都国民健康保険委員会  
会長 白石 弥生



平成29年度の東京都国民健康保険調整交付金の  
配分割合について

平成28年11月7日付28福保保国第632号をもって諮問のあったこのことについて、当委員会で審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

東京都国民健康保険調整交付金の配分割合については、条例本則において、普通調整交付金を給付費等の6%相当の額、特別調整交付金を給付費等の3%相当の額としているが、医療保険制度改革により、平成30年度から東京都が国民健康保険の財政運営の責任主体となることを踏まえ、平成29年度は現行の経過措置を継続し、普通調整交付金を給付費等の6.3%（定率分6%、財政調整分0.3%）相当の額、特別調整交付金を給付費等の2.7%（保険財政共同安定化事業拡大による財政影響に対する補填分2%、その他特別の事情分0.7%）相当の額とすることが妥当である。

また、共同安定化事業拡大による財政影響に対する補填に要する額が2%に満たない場合は、引き続き、その残額は全て定率の普通調整交付金に流用して交付されたい。